

平成29年9月13日

於・1101会議室（11階）

第1045回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部 を改正する省令案について（電波法の改正（平成29年5月）に 伴う調査周期の柔軟化） （諮問第21号）	3
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（3.4GHz帯 放送事業用無線局の周波数の使用期限の設定） （諮問第22号）	8
3. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 「周波数再編アクションプラン（平成29年12月改訂版）」（案） について	10
4. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について（4K・8K実用 放送に向けた衛星放送用受信設備に関する技術基準導入のため の制度整備） （諮問第23号）	17
(2) 日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の 実施基準の変更の認可について （諮問第24号）	25
5. 報告事項（情報流通行政局関係）	
(1) 平成28年度民間放送事業者の収支状況について	34

	(2) 東経110度CS放送の高画質化に係る認定申請受付の開始につ	
	いて	43
6. 閉	会	46

開 会

○吉田会長 どうもお待たせいたしました。それでは、ただいまから電波監理審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところ、野田総務大臣にご臨席いただいておりますので、野田大臣からご挨拶をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○野田大臣 8月3日から総務大臣の仕事をしていただきました野田聖子でございます。電波監理審議会に出席させていただくのは20年ぶりでございます、非常に胸が熱くなる思いをしているところです。昨今、テレビ会議も実行されるようになったとお聞きし、隔世の感がございます。このような取り組みを進めていただいたことに感謝申し上げたいと思います。

吉田会長をはじめ、電波監理審議会の委員の皆様には、平素から電波・放送行政全般にわたり格別なご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

電波監理審議会には有限希少な電波の監理や、国民に身近なメディアである放送に関連した重要な事項についてご審議をいただいております、その役割は極めて大きいものと認識しております。まさに人口減少という構造的な問題が今後一段と本格化する中で、さまざまな社会的課題の解決が不可欠となりました。そのためには、ICTの積極的な活用が欠かせないと考えております。

現在、総務省では2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、日本のICTを世界に発信する絶好の機会と捉え、第5世代移動通信システムの早期実現など、世界最高レベルのICT基盤の実現について検討を進めております。

また、超高精細で臨場感のある4K・8K映像について、2020年までに

全国の世帯の約50%で視聴されることを政府目標に掲げ、来年12月の衛星による実用放送の開始に向けた制度整備など、4K・8Kの推進に取り組んでおります。

電波監理審議会においては、昨年12月よりテレビ会議による出席を認め、委員の皆さんがよりご出席いただきやすいよう取り組まれていると聞いております。委員の皆様には、このような仕組みをご活用の上、活発なご議論をいただくことを期待いたしますとともに、今後も多岐にわたる事項のご審議をお願いすることになると思いますので、より一層のご指導をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。私ども、電波監理審議会の委員といたしましても、電波・放送行政におけるこの審議会の役割、そしてその重要性を十分に認識しているところでございます。今後審議の一層の充実に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしく願いいたします。

○野田大臣 ありがとうございます。しばらくぶりに現場に戻りましたので、電波の希少性などについて、先生方としっかりと議論して、国民に喜んでもらえるように、国民のお役に立てるように、ご一緒に働いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

○吉田会長 ありがとうございます。

ここで野田大臣はご退席されます。どうもありがとうございました。

○野田大臣 どうもありがとうございます。

○吉田会長 それでは、恐縮ですが、鈴木総務審議官、総合通信基盤局及び情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(野田大臣、総合通信基盤局幹部及び情報流通行政局幹部退室)

○吉田会長 恐縮ですが、マスコミの皆様も退室をお願いできますか。よろしくをお願いいたします。

(マスコミ退室)

○吉田会長 それでは、総合通信基盤局の職員に入室するよう、ご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

(1) 電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案

(電波法の改正（平成29年5月）に伴う調査周期の柔軟化)

(諮問第21号)

○吉田会長 それでは、審議を開始いたします。

最初に、諮問第21号「電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案（電波法の改正（平成29年5月）に伴う調査周期の柔軟化）」につきまして、林電波利用分析官からご説明をお願いいたします。

○林電波利用分析官 諮問第21号説明資料に基づきまして、電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案につきましてご説明いたします。

諮問の背景でございますが、電波の利用状況調査周期は、これまで電波法により、おおむね3年ごとと規定されていたところでございますが、技術革新のスピードが速く、かつ無線局の増加に伴い周波数に対する需要の変化が激しい

無線システムについては、より短い周期で最新の技術の使用動向や周波数の需要の変化を的確に把握することが必要であることから、本年5月の電波法改正により、これが削除され、総務省令で柔軟に定めることができるようにされたところでございます。これに伴い、臨時の調査につきましても規定が削除されたというところ です。

改正の概要でございますが、まず電波法施行規則につきましては、電波法改正による条ずれによる改正のみでございますして、諮問を要する改正はございません。

調査省令につきましては、諮問対象となる改正点が3点ございまして、1点目、電波法改正の趣旨に鑑み、携帯電話と全国BWAの周波数帯については、毎年利用状況調査を実施するようにするというところでございます。なお、その他のシステムの調査周期については従来どおり3年ということで、変更はございません。

2点目は、電波法から削除された臨時の利用状況調査について、改めて調査省令で定めるというものでございます。

3点目は、携帯電話及び全国BWAは、全国をサービスエリアとした無線システムであるものが多いことから、複数の総合通信局を1つの区域として利用状況を調査し、評価することができるようにするものでございます。

施行期日につきましては、答申をいただいた場合には10月1日を予定しておりまして、これによりまして携帯電話と全国BWAの毎年の調査は平成30年度から実施の予定でございます。

2ページ以降5ページまでは参考資料になります。2ページは、従来の電波利用調査の概要でございますして、3ページ目が電波法改正に伴う調査周期の柔軟化について、4ページ目が携帯電話と全国BWAの無線局数とトラヒックの推移、5ページ目が7月のこの場でご審議いただきました移動通信システムの

無線局免許の終期の統一についての資料をつけさせていただいております。6ページ目からがパブコメの結果でございまして、意見提出期間中に4件の意見提出がございました。

1点目から簡単にご紹介いたします。1点目は、提出者不明でございまして、携帯電話の周波数の確保には、国際動向などの事情を勘案した上で電波の有効利用を図るべきというご意見で、これに対しては、今回の改正により、電波の有効利用が継続的に確保されることになると考えています。また、具体的な事案については、個別に相談をとということで書いております。

2件目は、NTTドコモからの賛同意見でございまして。

7ページに参りまして、3点目は、ソフトバンクからの制度の運用に関する意見でございまして。1点目は、効率的な運用をとということで、具体的に①、②と2つの事項が要望されております。この①に対しては、電波の利用状況の調査の目的に必要な調査項目を確保した上で、効率的な報告が可能となるよう検討してまいります。②に対しては、報告準備期間について引き続き検討とということで書いております。

次のページ、8ページ目に参りまして、ソフトバンクからの意見2点目でございます。経営情報の公表について配慮をとということでございまして、これに対しては、事業の競争状況に影響を与える可能性のある情報の公開については配慮を行ってまいるとしております。

4件目の意見は個人からのもので、賛同意見でございまして。

説明は以上になります。ご審議をよろしく願いたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。いかがでしょうか。

それでは1つ、私から、念のためにお尋ねさせていただきたいのですけれど、

基本的に非常に結構な改正案ではないかと思います。特に技術革新や、無線局数の増加が著しい携帯電話及び全国BWAの周波数について、毎年調査をするように変更されるということで、大変結構ではないかと思いますが、1点、念のためにお伺いしたいのは、前回か前々回か忘れましたが、携帯電話の電波を使ったI o Tのサービスが始まると伺いました。すなわち、これまでは人が対象でしたけれども、これからI o T用に携帯電話の電波を活用していく方式が、以前この審議会にかかって認められたかと思うのですけれど、そういたしますと、この携帯電話の周波数を使って、つながる“もの”の数も、今後こういった統計に取り込まれていくと考えてよろしいのですか。そのあたりを、念のためにお伺いさせていただければと思います。

○林電波利用分析官 今、私どもが行っております電波の利用状況調査は、免許局が中心になりますので、免許局については細かい調査ができると思うのですが、免許の不要の局につきましては、出荷台数の調査だけになっておりますので、そのようなものについては、現在の制度の中ではなかなか難しいところもあるかと感じております。

○吉田会長 そうしますと、具体的にI o Tなどでつながるものについては、特に対象にはならないという感じでよろしいですか。

○金澤移動通信企画官 携帯ネットワーク網を使った、先生ご案内のとおりNB-I o TとかeMTCというようなシステムは、無線局でございますので、そういったものについては、それぞれ各事業者さんが想定している周波数帯の中で活用して利用されるものですので、対象となります。今、林から申し上げたのは、LoRaなど免許不要といわれているグルーピングのもので対象とならないですが、技術革新が速いものの典型例として小データのもので携帯ネットワーク網を使ってやりとりをするものというのは対象として統計に反映させていきたいというように分けております。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○林委員 まず1つ意見を申し述べたいと思うのですが、先ほど事業者のパブリックコメントの件がございましたけれども、事業者の意見として、経営情報に配慮をという意見がございました。確かにそのような観点はあるかとは思いますが、経営情報という言葉を持ち出すと、何でも経営情報だということになってしまいかねません。電波の利用状況の透明性の確保という見地から、真に経営情報かどうか、事業者と十分に意見交換を図っていただきながら、そこはしっかり精査をしていただきたい。特に、なぜトラフィック量を開示すると経営上問題なのかが私には分らない。仮に経営上問題があるとしても、公共財産を利用している以上、その利用状況を開示すべきとの公益が上回るはずです。

もちろん事業者の協力を得なければなりませんので、協力を得る努力は引き続きしていただいて、特に電波を用いたサービスというのは非常にこれからも成長する分野でございますので、利用状況を適切に分析するために動向の把握に努めていただきたいと思います。また、今後、利用状況調査を毎年行っていくとして、どういう状況になったら再編をするのか、その基準も示していただきたいと思います。

以上、意見でございます。

○吉田会長 林先生のおっしゃったのは、3番目のコメントの最後の部分ですか。

○林委員 おっしゃるとおりでございます。

○吉田会長 よろしいですか。ほかにはいかがですか。

それでは、ほかにご意見もないようですので、諮問第21号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よ

ろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。

どうもありがとうございました。

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案

(3.4GHz帯放送事業用無線局の周波数の使用期限の設定)

(諮問第22号)

○吉田会長 それでは次ですが、諮問第22号「周波数割当計画の一部を変更する告示案(3.4GHz帯放送事業用無線局の周波数の使用期限の設定)」につきまして、野崎電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○野崎電波政策課長 諮問第22号説明資料に基づいてご説明します。2ページ目に参考資料で図がついているものがありますので、この2ページ目で、ご説明いたします。

本件は3.4GHz帯の放送事業用の無線局、ラジオ局のFPUとか、あるいは固定回線に使っておりますが、その周波数の使用期限を定めるための周波数割当計画の変更を行うものでございます。

2ページの諮問の概要のところにありますように、そういった放送事業用無線局については、平成23年の周波数再編アクションプランから周波数移行することを示しまして、4Gの需要動向を踏まえ、最終の周波数使用期限を検討してきました。28年11月、去年の周波数再編アクションプランでは、移動通信トラヒックの増大に伴い、平成34年11月30日までに周波数移行することとし、4G等の移動通信システムの導入に向けて早期に移行を進める観点から、終了促進措置の活用等を含めた検討を推進すると示しているところでご

ございます。

今般、この移行を円滑に進めるために、移行の対象となる放送事業用無線局の再免許が行われる平成29年、今年の12月1日に先立ちまして、周波数割当計画の一部を変更して周波数の使用期限を定めるものでございます。

具体的には、この周波数は2ページの真ん中にありますように、音声のSTL/TTL、あと音声のFPUなどに使われているものでございます。移行先としましては、そこに青字、少し小さい字ですけれども、Mバンド、Nバンドのより高い周波数帯、また、FPUについても、Bバンド、Dバンドのより高い周波数帯に移行することとなっております。

変更の概要でございますけれども、2ページ目の中ほど下にありますけれども、周波数の使用に関する条件の欄、割当表の条件の欄に、「放送事業用での使用は、平成34年11月30日までに限る」という文言を追加するものでございます。

この変更を行うことで、3.4GHz帯の再編が円滑に進みまして、移動通信システムのひっ迫解消につながることを期待しております。

パブリックコメントでございますけれども、意見が5件出てきております。3ページ目からありますように、民放連からは、この期限については妥当、終了促進措置の活用は円滑に進める上で適切な施策であること、同じくエフエム大阪、FM802、ここを使っている放送事業者の方々ですが、同じく期限については妥当、終了促進措置については、円滑な移行を進める上で有効ということで賛成の意見、あと、エフエム東京からもいただいております。ドコモからも、周波数使用期限を明記することに賛同いたしますということで意見をいただいております。

答申をいただいた際には、速やかに改正に向けた手続を進めてまいります。

ご説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。いかがですか。

では、1点ご確認させていただきたいのですが、昨年の28年11月の周波数再編アクションプラン抜粋というのが、2ページの左側に書かれておりますけれど、これにつきましては業者さんも、ここに書かれております周波数への移行に向けて、ある意味、納得されて準備を進められている。特に期限が5年ぐらい先になっていますので、時間的な余裕も十分あるという理解でよろしいですか。

○野崎電波政策課長 放送事業者と十分相談して、移行先も決めて、終了促進措置を使って円滑な導入促進を進めてまいりたいと思っております。

○吉田会長 どうもありがとうございます。

皆様からご意見はよろしいですか。

それでは、特にご意見はないようですので、諮問第22号につきましては、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

報告事項（総合通信基盤局関係）

○周波数再編アクションプラン（平成29年12月改訂版）（案）について

○吉田会長 それでは次に報告事項ですが、「周波数再編アクションプラン(平

成29年12月改定版)」の案でございますが、これにつきまして野崎電波政策課長からご説明をお願いいたします。

○野崎電波政策課長 電波政策課の野崎から、あわせてご説明させていただきます。

パワーポイントの資料で、報告資料「周波数再編アクションプランについて」というパワポの資料でご説明させていただきます。1ページ目でございます。電波の利用状況調査の評価結果とか、周波数の利用ニーズ、技術の動向を踏まえましてアクションプランを毎年改定しているものでございます。

改定の考え方は、中ほどにありますように、28年度の利用状況調査の結果、あるいは技術の動向を踏まえて周波数再編の取組方針に反映していく。技術的な制度整備、検討のみならず、再編につながる技術試験、研究開発の動向についても併せて記載していくということで、下にありますように、そのようなサイクルを回すためのアクションプランでございます。

次のページでございます。アクションプランのポイントということで、今回から少し変更させていただきましたのは、第2章の重点的取組みというものを新たな章として追加させていただいております。これにつきましては、情報通信審議会で最近提言されたものとか、あるいは総務省の重要施策として対外的に公表されているもの、規制改革等で政府で取り上げられているものを中心に取り上げております。

その他、周波数横断的に取り組むようなものについても、第3章のIXとして、新しい項目として追加しているものでございます。

その次のページが、重点的な取組みということでまとめさせていただいておりますので、上からご説明させていただきます。まず5G等の円滑な導入に向けた対応ということで、①と②に分かれております。①は2020年の5Gの円滑な導入に向けて、研究開発・総合実証、あと周波数帯については欧米等の

諸外国と協調を行いながら情報通信審議会で既存無線システムとの共用検討を行い、早期に周波数を割り当てる。後ほど具体的な周波数などは出てきますので、そちらで簡単に触れさせていただきます。

②は4Gなどの携帯電話用の周波数ひっ迫対策に向けて、事業者既存無線局の周波数移行のための費用を負担していただく「終了促進措置」を活用しながら、既存無線システムの再編を進め、早期に周波数を割り当てていくものです。

Connected Carの取組みが2つ目でございます。電波を利用してネットワークとつながる車であるConnected Carの重要性が、今、世界的に高まっておりますけれども、ここは5.8GHz帯、そのほかに700MHz帯のITS、あと79GHz帯のレーダー、さまざまなものを組み合わせて、車車間・路車間通信をより高度化していこうという取組みです。

3つ目の取組みが5GHz帯無線LANの周波数帯域拡張に向けた取組みでございます。平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、将来のトラヒック増に対応できるように5GHz帯の無線LANシステムの帯域拡張に向けて取り組んでいくものでございます。

次は放送のテーマでございますけれども、4K・8K放送実現に向けた対応ということで、12GHz帯を使った4K・8K放送につきまして、2018年12月の実用放送開始に向けまして既存の2Kの放送との共同利用、あと左旋円偏波の追加というものの技術検討などを進めていく。さらに地上波による4K・8K放送実現に向けた研究開発、あと4K・8K用の番組伝送用のFPUの研究開発を進めていくというものでございます。

5つ目がV-High放送用周波数の取り扱いに係る検討です。V-Highの放送用周波数につきましては、現在空いている状況でございますが、近く参入希望調査、提案募集を実施することを検討しているところでございます。

次の4ページ目でございます。一番上が2020年に向けた電波利用環境の整備ということで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの大会に向けては、諸外国の放送事業者が使うラジオマイク等の多様な放送システム、あと大会事務局が使う放送無線設備等、さまざまな無線局が大量に使用されることが想定されます。そこでテレビホワイトスペース帯の活用も含めた官官・官民を含む周波数の共用、有効利用を一層促進するための環境整備を進めるものでございます。

2つ目は、周波数利用の一層の「見える化」等への対応。ここは政府の規制改革実施計画の閣議決定の中でも取り上げられておりますけれども、周波数のさらなる有効利用を図るため、公共周波数の情報開示、その利用状況の実態をより正確に把握するための調査方法のあり方等の検討を、総務省として行ってまいります。あと、官官・官民による周波数の共用を推進するための方策の検討、技術試験による実現性の検証等を行ってまいります。

3つ目は、医療機関における安全な電波利用の推進でございます。医療機関、多彩な電波が出る医療機器を使っておりますけれども、安心・安全に利用できる範囲の見直し等を通じて、医療機関において適正・有効な電波利用の普及推進、携帯電話の利用可能化等を図るものでございます。全国で地域協議会等を通じた周知啓発活動等を進めてまいります。

その次はI o T時代の技適表示に係る検討ということで、超小型のI o Tセンサー等に技適マークが付せられない場合も今後想定されますので、技術基準への適合方法をいかに適正に示していくかということについても、あわせて検討してまいります。

最後は電波システムの海外展開ということで、日本の電波システムの国際標準化の仲間づくりに貢献することを通じて、国際標準に貢献していくとともに、我が国の技術を海外展開するために電波システム海外展開推進会議を設けまし

て、そこでまとめた戦略に基づいて、電波システムの海外普及に取り組んでいるところがございます。

具体的に次のページから簡単に変更箇所を触れさせていただきます。5ページ目から、青字になっているところが主な変更箇所でございます。まず1つ目は、5ページ目にある高速PLCについてでございます。屋外の実験制度は平成16年から導入されておりますけれども、屋外等での広帯域電力線搬送通信設備の実験を推進しましてデータを取ることで、無線システムの共存条件や技術的条件の検討を進めてまいります。

次、6ページ目でございます。先ほど少し触れましたけれども、⑤V-Highの放送用周波数、ここにつきまして関係者の意見を踏まえるための参入希望調査、提案募集を近く実施する方向で検討中です。

少し飛んでいただきまして、10ページですけれども、LTEを使ったような自営用無線システムの高度化についても、技術的検討を進めてまいります。

11ページ目でございます。一番上の制度整備等の移動通信システム、1.7GHz帯でございます。4G等の移動通信システムの周波数ひっ迫対策に貢献するために、公共業務用無線局の再編を進め、これは防衛省関係でございますが、再編を進めるとともに、終了促進措置の活用も検討し、早期周波数割当を目指すというものでございます。

12ページでございます。移動通信システムということで、まとめて書かせていただいています。1つ目のポツが、これは4Gでございます。先ほどの案件でご説明しましたが、3.4GHz帯の音声STL/TTL、あと音声のFPUにつきまして、平成34年11月30日までに周波数移行をさせるための期限を先ほどご審議いただきました。その跡地につきましては、4G等の移動通信システムの導入に向けて終了促進措置を活用しまして、平成29年度末までの割り当てを目指します。

次の3つが5Gに関してでございます。1つ目は、3.7GHz帯につきまして、国際的な検討状況、研究開発動向等を踏まえまして、周波数の割り当てを検討する。その次のポツが4.5GHz帯ですが、こちらについてもあわせて検討していく。3.7GHz帯、及び4.5GHz帯で最大500MHz幅の周波数割り当てに向けた検討を推進していくというものでございます。

次の13ページでございますが、先ほどのConnected Carの関係が5.8GHz帯で記載させていただいております。

最後の14ページ、5.85GHz超でございますけれども、4K・8K放送が一番上の青字でございます。その次が衛星コンステレーションでして、ものすごい数の周回衛星を打ち上げるサービスについて、国際的にいろいろなプロジェクトが提案されておりますが、2020年ごろにサービス開始が見込まれる非静止衛星のコンステレーションについて、導入に向けた技術的条件の検討を実施します。その後がケーブルテレビの回線の双方向化。最後に、ここも5Gでございますが、28GHz帯の5G導入に向けて、平成30年度末までに最大2GHz幅の周波数割り当てに向けて検討を推進する。さらに最後のポツですが、WRC-19での検討周波数帯を踏まえて、我が国においても、その周波数帯のほかの無線システムの共用検討などを進めていくというものでございます。

ご説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのアクションプランの案につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

○林委員 さきほどご説明のあった3ページのところでございます。5Gの円滑な導入に向けた対応の点でございますけれども、これは昨今非常に関心の高いところでございますが、5Gのエリア整備は、これは非常に大都市が先行し

て、地方が置いていかれてしまうのではないかという懸念も一部でございます。すなわち、ルーラルブロードバンド整備・振興をどう図るかという問題です。また、5Gにおいては高い周波数帯を利用するということが想定されますと、基地局のエリアがより局所的になってしまうのではないかとということもあり、現行の開設計画ないし開設計画認定制度とどう調和させるのかという問題もあります。

それから、5Gのエリア整備には、事業者にとって多額の設備投資が必要になることが想定されますので、事業者の設備投資負担と、それからエリア整備の促進、この二つをどう調和させるかというのが今後1つのご検討のポイントになるのではないかと私は考えておりますので、その点も踏まえて鋭意ご検討いただければと思います。

これも意見でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

私も今、拝見いたしまして、今回は重点的な取組みを新たな章として追加していただいております、確かにこのような重要な課題がたくさんあるというのが一目でわかるようになり、非常にわかりやすくなったと思います。どうもありがとうございます。

ここに掲げられた課題について、今後総務省さんでいろいろと大変かとは思いますが、ぜひ早期に実現するように頑張っていただければと期待しております。

なお、この審議会でも何度もかかっていましたBSを使った4K・8K放送の実用放送が来年12月から始まるわけですが、この重点的な取組みの中では地上波による放送に向けて研究開発を推進すると書かれております。そのためにはまずBSによる4K・8K放送がブレイクしてくれるといいのです

が。そうしますと、この後はずみがついて、是非地上波でもという話がでてるのかなと拝見しておりました。

ほかには特によろしいですか。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、総合通信基盤局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。総合通信基盤局の皆様は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 それでは、情報流通行政局の職員が入室されるまで、しばらくお待ちください。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

(4K・8K実用放送に向けた衛星放送用受信設備に関する技術基準導入のための制度整備)

(諮問第23号)

○吉田会長 それでは審議を再開いたします。諮問第23号「無線設備規則の一部を改正する省令案（4K・8K実用放送に向けた衛星放送用受信設備に関する技術基準導入のための制度整備）」につきまして、坂中放送技術課長からご説明をお願いいたします。

○坂中放送技術課長 それでは、お手元のファイルでございますが、諮問第23号説明資料、無線設備の改正についてご説明させていただきます。1ページ

目、無線設備規則の一部を改正する省令についてということで、4K・8K実用放送に向けた衛星放送用受信設備に関する技術基準導入のために制度整備と書いてございます。

具体的には、まず4K・8Kはもう先生方ご案内のとおりでございますが、一応簡単にご紹介させていただくということで、スライドの6ページ目をごらんいただきたいと思うのですけれども、現行のハイビジョンテレビ、これを2Kと呼んでおりまして、これは横方向の画素数が1,920本、約2,000本ということで、2Kと呼んでおります。それに対しまして4K・8Kというのは、それぞれ横方向の画素数が3,840個、約4,000個、それから8Kの場合は7,680個、約8,000個ということで、それぞれ4K・8Kと呼んでおりまして、Kというのは、そのような意味で1,000ということの意味でございます。それぞれ解像度が詳細になると同時に、テレビの画面でいいますと、画面がどんどん大きくなっていくと高精細なテレビがちょうどよくなっていくということで、例えば4Kのテレビですと、50インチ以上の場合には4Kのよさが出てきますし、85インチ以上の場合には、8Kのよさが出てくるということでございます。

それぞれ4K・8K、こういった高精細な放送を推進していこうということで、総務省は進めてございまして、資料戻って恐縮ですけれども、お手元の資料の3ページ目になりますけれども、4K・8K推進のロードマップというものを定めまして、これに基づいて推進を進めておるところでございます。

具体的に、左端を見ていただきますと、いろいろな放送の媒体、メディアが書いてございますが、衛星放送の中でも東経124度と128度でございます。CS、通信衛星を使った放送につきましては、既に4Kの実用放送が始まってございます。それからケーブルテレビやIPTV等も、4Kの実用放送が既に始まってございます。

今回関係いたしますのは、衛星の中でもBS、放送衛星を使った放送でございまして、それと110度の通信衛星を使った放送、しかも今現在は右旋というところを使っておりまして、110度CSでは試験放送を開始しておる状況になってございます。

それで来年、2018年の12月を目指しておるのですけれども、赤い点線で囲んでございますとおり、これを実用放送にしていこうということで、現在進めてございます。最終的には2020年東京オリンピックが大きな1つのイベントでございますので、その中で、3つ目のポツに書いてございますが、4K・8Kの放送が普及して、それで多くの視聴者が市販のテレビで4K・8Kの番組を楽しんでいただける、そういった姿を目指して、この施策を進めているところでございます。

その中で課題がありますのが、次の4ページ目をごらんいただきたいと思うのですけれども、衛星放送用の受信設備というものがございまして。具体的には左下のイメージの図をごらんいただきたいと思うのですけれども、今まで衛星からは12GHzという高い周波数の電波を使って放送しているのですけれども、右旋円偏波、つまり右側に回転しながら進むような電波を使って放送をしております。ただ、4K・8Kの放送を送っていくためには、この右旋の偏波だけではチャンネルが足りませんので、左側に回転しながら進む左旋の円偏波、これも使って放送をしていこうということでございます。

ただ、この右旋、左旋というのは電波で送る分には同じ周波数を右回り、左回りで独立して送ることができるのですけれども、それを集合住宅や各家庭でパラボラアンテナで受けまして、それで宅内に配線する場合には同軸ケーブルに変換して送ることになります。同軸ケーブルでは、この右旋、左旋というのは電波でしかできませんので、別の周波数帯に変換して、しかも同軸ケーブルで送りやすい中間周波数といわれておりますけれども、そういった周波数に変

換して集合住宅や各家庭の部屋に配信しているところでございます。

その中で、今までは右旋の偏波だけを使っていたのですけれども、今度からは左旋の偏波も使おうとすると、この中間周波数に落としたときに、ほかの無線システムに影響が出るおそれがあるということでございまして、それが右の図に書いてございますが、具体的にはどのようなところで不要電波が漏洩するかといいますと、左の図の下に書いてございますが、同軸ケーブルを使って伝送するときに、増幅するために使うブースタで直づけの機器といったものがございまして。つまり同軸ケーブルの中の芯線が、こういったブースタにむき出しになってつけられる場合ですとか、それからケーブルが短いときに、ケーブルを延長するときに、こういった手びねりでケーブルをつないで、それで延長する、こういった不適切な施工ですとか、あるいは古い直づけの機器、このようなものがありますと、ここから不要な電波が漏洩して、それが既存の無線システムに影響を与えるおそれがあるということでございます。

具体的に右の図に中間周波数、具体的には2.2GHzから3.25GHzまでの帯域で書いてございますが、この中で黄色とか緑の色をしておりますのは、実際の衛星のチャンネルを中間周波数に落としたものでございまして、その下に他の無線システム、例えば左上にJAXAの衛星ですとか、ローラル無線ですとかFPU、これは放送用の素材伝送の装置でございまして、それとか小電力データ伝送システムと書いてあるのは無線LANでございまして。そういったさまざまな既存の設備が実際の無線でサービスをしております。この帯域をそのままケーブルの中の電波で使いますので、そうすると先ほどの不適切な施工ですとか、古い機器のところから電波が漏洩してくると、こういった既存の無線システムに影響を与えるおそれがあるということで、それを防ぐために技術基準を決めて、そういった漏洩が出ないようにしないといけないということが課題となっておりますのでございます。

そういった課題を含めて、次の5ページ目のスライドをごらんいただきたいと思っておりますけれども、昨年9月から、まず情報通信審議会の放送システム委員会の中で、不要な電波を出さないための技術的条件の審議をしていただいております。その結果が今年の7月12日でございますが、情報通信審議会から一部答申ということで技術的条件が決められてございます。

具体的には(1)から(5)と書いてございますけれども、まず(1)として、対象となる設備の範囲としては、先ほどありましたけれども、12GHzの電波を用いる衛星放送用の受信設備ということで、その中のアンテナですとか、ブースタですとかケーブル、それからコネクタ、その他配線のために必要となる機器と、それから受信機、これが対象となる設備ですけれども、その対象となる設備に対して中間周波数ということでは実際には2224.41MHz以上3223.25MHz未満という、この中間周波数を対象として、それで副次的に発する電波、漏洩電波でございますが、その漏洩する電波の限度を定めてございます。

具体的には赤字で書いてございますが、任意の三三・七五六一MHzの帯域幅における平均電力がマイナス四九・一デシベル以下の値とするという値になってございます。なお書きが書いてございますが、この値はどこから出てきたかということを少し説明しているのですが、実はもともと無線設備の中にも非常に弱い電波しか出さない微弱無線と呼んでおりますが、そういった無線設備は許可がもともと不要だということで、そういった免許が不要な無線設備と同等の漏れ出る電波の強さであれば問題ないだろうということで、その微弱無線の値、限度値に合わせるような形で、この値を決めたということでございます。

したがって、(4)の測定方法も、基本的には微弱無線を参考にして、3m法の計測を規定してございます。

それから経過措置もあわせて答申の中で盛り込まれてございまして、新たに導入する規制ですので、当然新しいアンテナ、ブースタ、ケーブル、そのようなものは全く問題ないわけですが、既存の設備もいろいろあるわけですが、まず新しく導入するものについては、半年程度の猶予期間を設けることが適当であろうということ、それから既に設置されているものについては、一定程度の経過措置を設けることが適当であろうというような答申をいただいたところでございます。

それを踏まえて、今回無線設備規則の改正をご審議いただきたいと考えてございます。具体的には、無線設備の第二十四条、ここの中で副次的発する電波等の限度を定めてございまして、その中で第一項の規定に加え、次の表のとおりとするということで、上に情報通信審議会の答申を踏まえた周波数帯として二、二二四・四一MHz以上三、二二三・二五MHz未満の周波数に対して、任意の三三・七五六一MHzの帯域幅における平均電力がマイナス四九・一デシベル以下の値とするということを表として追加させていただきたいということでございます。

それから、先ほど経過措置の話もさせていただきましたので、それを附則として規定してはどうかということでございまして、1つは、施行日を半年程度ということで、来年の4月1日から施行するということ、それから既存の設備に対する経過措置ということで、現に設置されている受信装置については、当分の間、なお従前の例によることができるという経過措置を設けさせていただいてはどうかということでございます。

それから、1ページ飛ばしてございまして、7ページ目をごらんいただきたいと思いますが、本件につきまして、7月末から8月末にかけて意見募集をした結果でございます。具体的には5件の意見提出がございまして、そのうち4件は本件に賛成ということでございます。

その他、要望についてもいろいろ書かれてございますが、これらの要望いただいている内容は、基本的に情報通信審議会の答申の中でも、課題として引き続き情報通信審議会の中で議論をしていく必要があると答申の中でもされている内容が再掲されているような位置づけになってございます。

それから5番目の、個人の方から非常に幅広い提言をいただいているということなのですが、こちらについては本省令の改正案に対するものと直接的な関係はございませんので、本案は4K・8Kの関係の省令改正ですという形で回答をさせていただきたいと考えておるところでございます。

概略、以上でございます。

○吉田会長 どうも、ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますか。

○石黒代理 質問です。5ページにある経過措置についてですが、施行については半年程度の猶予期間を設けることが適当ということで、これは対応するのは事業者が多いので、半年あれば足りるだろうということなのですか。

○坂中放送技術課長 この工事をされる方、実際に新しい設備をつけるのは電気店ですとか工事店とか、地域の電気屋さんとか、そういった方々が、これから新しい機器をつけるときに使っていただくということでございまして、今年度そういった方々を対象に、まず300カ所程度でこういった課題があるということも含めて、説明会を開催する予定にしております。

そのような意味では、そのような措置をとることも含めて、来年の4月1日からということ考えてございます。

○石黒代理 わかりました。啓蒙活動も含めて、半年でやっていただくということですね。であれば、大丈夫だと思います。

もう1つの経過措置は、既存の設備については、改正案の附則を見ると、当分の間と書いてあるので、この意味するところは、基本的には既存のものはそ

のままでいいというように読んでよろしいですか。

○坂中放送技術課長 こういったものの耐用年数はある程度あると思うのですが、それらが実際に使われている間は大丈夫にしようということで考えてございます。

○石黒代理 わかりました。それであれば構いません。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがですか。

基本的に、私も非常に結構な改正案で、これに対して何も異論はございません。1つ気になりますのは、以前からこの4K・8KのBSの放送が話題になったときに、いつも意見が出ているのですけれども、これを視聴しようとする、新たに左旋のパラボラアンテナ、そして宅内配線も既存の宅内配線ではこの周波数帯がうまく通らない可能性があるということで、宅内配線も変えないといけない可能性があるということで、受信機だけではなくて、追加の付加コストがかかるというところが、この普及を考える上で非常に気にはなっています。つきましては、そのあたりのコストを何とか低減して、実用放送が始まったら、皆さんあまりコストを気にされなくても導入できて、普及が進むような、そのような手立てが何か欲しいなとは思っているのですが、そのあたりは、まだしばらく時間的な余裕もありますが、民間の方も含めていろいろと議論とかはされているのですか。

○坂中放送技術課長 まず1つは、今年は、電波利用料の改正の年でもございましたので、電波法の改正を国会で承認いただきましたけれども、その中で、こういった中間周波数の漏洩に対して、国としても何らかの補助をできるようにということで、電波利用料の用途の追加ということで法律の改正をいただきました。

電波利用料を使って何らかの支援をすることはできるようになりましたので、現在、来年度の予算要求の中で、そういった補助ができるように、今予算を財

務当局に要望しているところでございます。

○吉田会長 ありがとうございます。せっかくこのような左旋偏波をわざわざ使っているいろいろな放送が始まるからには、このシステムが普及して、できる限り多くの方に見ていただけることを、我々としても切に願っておりますので、何らかの措置がなされて速やかに普及することを期待しております。

それでは、ほかにはご意見もないようですので、諮問第23号につきまして、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(2) 日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可について

(諮問第24号)

○吉田会長 次に、諮問第24号「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可」につきまして、藤波放送政策課企画官からご説明をお願いいたします。

○藤波放送政策課企画官 放送政策課企画官の藤波でございます。それでは諮問第24号につきまして、ご説明させていただきます。

前回の審議会でも検討いただきましたが、現在NHKでは放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準に基づきまして、インターネット活用業務を実施しております。この実施基準につきましては、NHK協会が自ら定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされておりました、これを

変更する場合も同様とされております。

今回、NHKから総務省に対しましてこの実施基準につきまして、試験的提供につきまして変更の認可申請が行われました。

内容でございますけれども、試験的提供につきまして、地方局の放送対象地域に対応した配信実験でありますとか、オリンピック・パラリンピック平昌大会の競技番組の配信、それから同時配信の提供時間の拡大を行うほか、新たに4K試験放送の配信を行う等の変更の内容となっております。

今回の変更の認可申請に対する審査につきまして、実施基準の認可に当たり、手続の透明性や適否の予見可能性を確保するため、平成26年に定めました放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドラインに基づきまして、審査を行っております。

審査の結果、基本的には今回の変更案でございますが、法令及びガイドラインに適合したものと認められると考えておりまして、これを認可することが適当と考えております。ただし、提供する内容、量等、また実施期間や実施回数等の実施規模等によっては、受信料制度との整合性の観点、利用者保護の観点等から、審査項目のうち受信料制度の趣旨に照らして不適切なものではないこと、利用者の利益を不当に害するものではないこと及び業務の実施基準の変更勧告及び業務の実施状況の評価及びそれに基づく改善に関しては、一定の条件を付すことが必要と考えてございます。

そのため、今般の変更に基づくサービスを提供する際には、現行の受信料制度を踏まえて行うことや、事前の周知、適切な情報提供を行うこと、地域制限による地域配信の検証結果についての情報提供や、検証前後での積極的な民間事業者との連携、試験的提供により得られた知見の共有、詳細な分析の実施や、結果の公表を行うことといった5点を条件に付して認可するという考え方について、意見募集を実施いたしました。

その結果、特に市場競争への影響の考慮の必要性に関する意見が寄せられたため、これを踏まえて、最後の6点目の条件といたしまして、本提供に際しては、引き続き市場競争への影響を考慮しつつ実施することを追加した上で認可することが適当と考えてございます。

説明は以上でございます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

ただいまご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○松崎委員 提出された主な意見の中に「市場競争への影響」というものがありますが、商業性に配慮することが重要というのは当然のことで、そのために何をするのかという具体的なことは話し合われているのでしょうか。例えばNHKと民間の事業者で相談する検討会があるとか、プラットフォームを作るとかですが。何らかの具体的な方針や対策のようなことがあればお聞かせ下さい。

○湯本放送政策課長 放送政策課長でございますけれども、お答えさせていただきたいと思いますが、ご質問のありました、特にスポーツイベントにつきましては民放連、また民放も、特に平昌オリンピックというのを提示して意識をしていると認識しております。ご案内のとおり、オリンピックにつきましては、放映権も含めてさまざまな話し合いがこれまでなされていると思いますが、昨今のインターネットの需要の高まりに伴いまして、放送以外のインターネット配信につきましても、かなり商業性も含めてさまざまな調整が必要ではないかと思っております。

そういった中で、これまでも話し合いをされてきているとは思いますが、この試験的提供を行うに当たりまして、その点を十分に配慮してほしいという民放側の要望がありまして、もちろん、今現在問題が発生していて何かもめているという話ではないと思いますが、そのあたりを十分に配慮しつつ、今後も適

切な調整を行っていただきたいという趣旨で要望されているのではないかと
思いますので、その点につきまして、私どもも認可条件として追記しているとい
うことでございます。

○松崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○石黒代理 今の点ですが、認可条件というのは実施をするに当たってNHK
が守らなければいけないことですよね。それは要請ではなくて、義務ですが、
この文言だと非常にあやふやな義務というか、何をどうしたらいいのかがよく
わからない義務のように私には見えるのです。

どういった配慮が必要かは状況次第なので、予め細かく書くことはできず、
こうせざるを得ないと思うのですが、懸念としては、非常に抽象的な義務なの
で、NHKとしては配慮したつもりで、民放側は、それでは配慮が足りないとい
う場合もあり得ます。この場合に何が起こるかという、民放側から総務省
に対して、この許可条件を守っていないのではないかという申し入れがあって、
それでこの認可条件を守っているか、守っていないかを判断するのは総務省に
なると思いますが、その理解でよろしいのですか。

○湯本放送政策課長 その点につきましては、ほんとうに最終的にいろいろな
意味で問題になれば、私どもで検証するということはありますが、それより前
の枠組みとしまして、おそらく事実上は、特に大規模なイベントにつきましては
NHK側と民放側で話し合いされるので、こういった問題は起きないと思
いますが、セーフガード的な話としまして、少し先で恐縮ですけれども、お手元
の資料の199ページをごらんいただきたいと思います。これは実際に総務省
で2号、3号の業務の実施基準を定めたものでございます。

○石黒代理 これですね。競合事業者等からの意見。

○湯本放送政策課長 このところで8の競合事業者等からの意見・苦情等の
対応というところで、基本的に同種のサービスを行う事業者、外部事業者から

意見・苦情が寄せられたときには、これを受けつけて、適切かつ速やかに対応するということが求められておりますので、万が一こういった点が寄せられたときについては、この条項に従って適切な対応をNHKにおいても行っていただくということが、まず想定をされるということでございます。

○石黒代理 これはNHKの行為規準なのですね。

○湯本放送政策課長 そうです。

○石黒代理 なるほど。でも、もめたときはどうするのですか。

○湯本放送政策課長 ほんとうにもめたときは、私どもで調整をするしかないと思いますけれども、基本的にはこちらに書いているところについては、検討を外部委員からなる審査委員会で諮り、NHK側でまず検討するという枠組みにはなっているということです。

○石黒代理 だから最悪、許可条件なので、条件を満たしていないと判断をされたら、この許可が取り消される仕組みにはなっているのですね。

○藤波放送政策課企画官 そのような場合に最終的にどうなのかということはありませんが、まずはNHKにおいて自主的に条件に従って実施していただくということだと思います。

○石黒代理 でも、NHKとしてみると、基準はあるような、ないような。自分たちで話し合っ、適正に対応してくださいねという運用になってしまうのですね。

○湯本放送政策課長 まずは、繰り返しになってしまいますが、今回の私どもの認可条件を踏まえて、NHK側でまずは適切な対応を実施していただくというのが基本にはなるということは、そのとおりです。

○石黒代理 わかりました。

○林委員 関連して、今の点私からもよろしいですか。そのところなのですが、本提供に際しては、引き続き市場競争への影響を考慮しつつ実施する

ことという認可条件の6項が入った。これは意見募集の結果を踏まえて追加されたようでございますが、平成27年の2月16日の最初の認可時においても、この要件は、インターネット活用業務の市場競争への影響を「十分」考慮する、というかたちで入っておりました。今回、この条件が当初の案から抜け落ちていたというのは、私は個人的には、非常に遺憾に思っておりますが、この重要な認可条件が、意見募集の結果を踏まえて、復活したのは、結果的に非常に良かったと思っております。

先ほど会長代理がおっしゃったように、この文言は非常に広範かつ極めて抽象的でございますので、その中身の明確化について、もちろん協会ご自身でもやられるとは思いますが、総務省におかれても、この要件の明確化についてさらに検討していただきたいと思っております。

私が理解しますに、この文言は単に競合するサービスを提供する競争事業者に対する影響のことだけではないと思うのです。むしろ、もっと広い見地から、市場競争への影響をみるということです。これは、サービスの需要側である視聴者あるいは利用者からみて、関連市場において公正かつ自由な競争が妨げられていないかどうか、その状態を注視するということだと思っております。

その市場競争への影響の考慮の際には、協会が今後提供するサービスが、どういった公共性に基づいて、どういった利用者に対して、どういった影響を与えるのかという3点について検討することは不可欠だと思います。競争のイコルフットイングという観点から民間事業者への影響を注視していく必要があるとともに、サービスの公共性が厳に問われます。

さらに影響をはかる指標を、いわゆる「競争評価」などですと市場シェアであるとか、事業者の有する市場における地位というものが考慮されますけれども、市場競争への影響を測る指標についても、協会が自律的にやられると思うのですけれども、協会あるいはその下部の委員会においてしっかり検討をして

いただくように、総務省としても注視をしていただきたいと思います。

インターネット活用業務のあり方を検討することとは、結局、「公共放送とは何か」という根源的問いと表裏一体ですし、会長代理がさきほどおっしゃったように、現時点では本提供に問題はなくても、今後さらにこのサービス、あるいはその発展形が全面的に展開される可能性はございますので、私が今申し上げた諸点はしっかり見ていただきたいと思いますということでございます。

以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

今、林先生から発言がありましたが、最初にこの実施基準がつくられて、試験提供が始まったのは何年ですか。

○林委員 最初に、インターネット活用業務の実施基準の認可が行われたのは、私の記憶では、平成27年の2月16日です。

○吉田会長 2月ですか。そうすると、もう試験提供が始まってから、しばらく時間がたっているということで、試験実施された結果のフィードバックとか検証結果というのは、既にある程度報告はなされているのですか。

○藤波放送政策課企画官 毎年、評価というものをされてございまして、実施基準にも記載されている第三者委員会でも評価をされて、その評価の結果も発表するということになってございます。

また、民放事業者等にも説明会等行って、情報提供等を行うことになっておりまして、今まで試験的提供、昨年と昨々年の2回やっておりますけれども、2回ともそのような形で情報公開を行っているということとなっております。

○吉田会長 インターネットの同時配信というのは、世界的に見ても、ある意味避けて通れないというか、将来的にもこのような方向に行くのかなと思うのですけれども、その意味では、日本国内で健全な発展を見るように、皆さん鋭意努力されていると思います。つきましては、そのような検証結果を踏まえて、

また場合によっては必要な検証項目をつけ加えていただいて、健全な発展につながるように留意しながら、進めていただければと期待するところでございます。

○林委員 特に協会に対しては、民業圧迫であるとか、あるいは業務の肥大化であるとか、そういったレッテル張りというか、マジックワードで評価して決めてしまうという議論の傾向が巷間みられるような気がいたしております。そういったレッテル張りではなくて、もっと分析的に、まさにここに書かれているような市場の競争にどう影響するかどうかということを客観的、定量的、定性的に、あるいは透明性をもって評価することが、この業界のさらなる健全な発展につながるのではないかと思います。その意味で、この要件は、非常に重要な文言ではないかと思っておりますので、総務省におかれましては、その点のご認識をどうかよろしくお願いいたします。

○湯本放送政策課長 ちょうど試験的提供も今年で3回目を迎えて、検証の結果というのも徐々に積み上がってきておりますので、そのような結果の中身を踏まえて、行政側としてもどういった検証ができるかということにつきまして検討してまいりたいと思っております。

○吉田会長 あと、先ほどの資料でいいますと5ページの試験的提供Bの欄のところに、試験的提供Bの対象としては、今回テレビジョン受信機を持たない人が放送番組の同時配信をどのように利用するか等を把握するため、受信契約者以外の人も参加者に含めることがあるという文言がつけ加えられています。すなわち、普通テレビを見ない人も対象にして、世の中のトレンドというか動向を見ていこうという、これもある意味、非常に重要な視点かと思っておりますので、このような試験的な試みを通して今後の議論に資するような知見といいますか、情報が得られることは非常に望ましいと考えます。

すなわち、将来の発展に向けていろいろな知識、いろいろな知見が得られる

ように、こういった試験をうまく進めていただけるといいですね。

あと、細かいですけれど、6 ページのところに、検証する主な項目というところに幾つか記載があり、今回は地域放送番組の配信に関する課題がつけ加えられると先ほど伺いましたけれども、その1つ上に、視聴ニーズという欄もありますが、こういった視聴ニーズというのは確かに非常に重要だなと思うのですが、このあたりを詳しく分析できるようなデータも、多様な観点から取っておられるのですか。

ある記事によれば、同時にインターネット配信する視聴ニーズとしては、ニュースとかスポーツ中継などは非常に高いようです。私もそのように感じるのですが、一方、今忙しい方が多いですから、ドラマなど、すぐその場で見なくても、家へ帰って必要なときに見てみようということで、必ずしも同時に見る必要がない番組等もあるのかなと思います。そういったふうに視聴のニーズというのは多様化しているのかなと思うのですが、このあたりも1つの重要な項目として、データを取っておられるのでしょうか。

○湯本放送政策課長 今、NHKから聞いている限りでも、調査対象も10代から60代までかなり幅広い男女を選んだ上で、それぞれどういった視聴ニーズがあるのかということ进行分析する。さらにその中でもグループインタビュー等も含めて、かなり詳細なデータを取るということを想定しているようなので、そのあたりを踏まえて、こういった視聴ニーズについてもまとめていただきたいと思っております。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

それでは、ほかに意見がないようですので、諮問第24号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いたいと思っておりますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局関係）

(1) 平成28年度民間放送事業者の収支状況について

○吉田会長 それでは次に、報告事項「平成28年度民間放送事業者の収支状況」につきまして、三田地上放送課長、井幡衛星・地域放送課長及び吉田地域放送推進室長からご説明をお願いいたします。

○三田地上放送課長 地上放送課長の三田でございます。よろしくお願いたします。お手元の資料でございますが、地上基幹放送事業者の収支状況、衛星系放送事業者の収支状況、それから有線テレビジョン放送事業者の収支状況の3つに分かれております。私からは、最初の地上基幹放送事業者の収支状況につきまして、ご説明申し上げます。

まず2ページの収支状況表の総括表をごらんください。これは平成28年度の収支状況を示したものでございます。テレビジョン放送事業者127社の収支状況につきましては、売上高が約2兆2,501億円、前年度比で1.3%増となっております。一方、費用が約2兆956億円、1.6%増となっております。営業損益としましては前年度よりも1.9%減の約1,544億円となっております。これらの数値はいずれもテレビとラジオを兼営している社のラジオ分を含んだものでございます。

また、ラジオ放送事業者67社の収支状況につきましては、売上高が約1,137億円で0.9%の増でございます。一方、費用が約1,108億円で0.

6%の増でございまして、営業損益は14.8%増の約29億円となっております。前年度に比べて、ラジオ放送事業者は66社から67社に増えておりますけれども、これは複数の地域で事業展開を行っていたFM放送事業者が形式的に分社したものであり、比較のベースは前年度と今年度で同じものになっております。

AM放送の単営社につきましては、営業損益は赤字となっており、FM放送単営社では黒字となっております。AM単営社の赤字は、昨年に続いて2年連続ということになっておりますけれども、赤字の額は縮小しております。

テレビジョン放送事業者とラジオ放送事業者の合計では、194社で、売上高は約2兆3,638億円、1.3%の増、営業損益は約1,573億円、1.6%の減となっております。

売上高の増加要因としては、昨年8月、9月に開催されたリオオリンピック・パラリンピックの影響もございまして、広告収入が増えていることなどが挙げられます。広告費の推移につきましては、後ほど6ページで紹介をさせていただきます。

次に、3ページをごらんください。このグラフは事業別当期損益の黒字社と赤字社の数を示したものでございます。平成28年度はテレビ単営社で1社が赤字となっております。ラジオとテレビの兼営社では全社が黒字、AM単営社・短波では3社の赤字、FM単営社では5社の赤字となっております。合計で194社中、黒字が185社、赤字が9社となっております。前年度よりも黒字社が増えているという状況でございます。

次に、(2)の収支状況の推移の、アの売上高及び費用計の推移のグラフでございまして。売上高、費用計ともにリーマンショックで大きく落ち込んでおりますけれども、その後、売上高が回復しております。一方で、費用の増加は売上高の増加よりも抑制されているという状況になってございます。このグラフの

上の線と下の線の差が営業損益ということになります。昨年度よりも売上高が増加した事業者は194社中132社となっております。

次に、4ページをごらんください。このグラフが営業損益などの推移をグラフ化したものでございます。先ほど申し上げましたように、営業損益はリーマンショックで大きく落ち込んだ後に、売上高を増やしつつ費用を抑制することによって利益を確保しておりまして、リーマンショック前よりも多くの利益を得ている状況になってございます。

ただし、直近の平成28年度を見ますと、営業損益で前年度比1.6%減、経常損益で3.5%減となっております。この営業損益や経常損益の減少は、リーマンショックの平成20年度以来8年ぶりということになります。

次に、その下の売上高営業利益率の事業別推移のグラフでございます。全産業の売上高営業利益率が4.0%であるのに対して、地上系のテレビ・ラジオは6.6%と高くなっております。ただしAM単営社・短波につきましては、営業損益がマイナスでございますので、売上高営業利益率もマイナスになっております。

次の5ページをごらんください。売上高、営業損益のキー局等の構成比率の推移のグラフでございます。アの売上高のグラフですが、売上高全体の約半分がキー局、1割強が準キー局、4割程度がその他の事業者となっております。この割合はこの10年間おおむね同じような割合で推移してきております。

一方で、その下のこの営業損益のグラフですが、平成28年度ではキー局が約46%、準キー局が約10%、その他の放送事業者が約44%となっており、この割合はリーマンショック前後に比べると変化してきているという状況でございます。

最後に6ページをごらんください。媒体別広告費の推移の資料でございます。これは株式会社電通が取りまとめている「2016年 日本の広告費」により

作成したものでございます。総広告費は平成24年以後5年連続で増加しているという状況でございます。テレビとラジオの広告費につきましては、平成26年から27年にかけて減少しましたが、平成28年は増加に転じております。テレビで1兆8,374億円、ラジオで1,285億円、合計で1兆9,660億円程度となっております。なお、インターネットの広告費は平成28年で1兆3,100億円となり、平成19年の6,003億円から2倍以上に増えているという状況でございます。

地上基幹放送事業者の収支状況に関するご説明は以上でございます。

○井幡衛星・地域放送課長 次に、衛星系放送事業者の収支状況についてご説明させていただきます。衛星・地域放送課長の井幡でございます。よろしくお願いいたします。

資料7ページでございます。数字のお話に入る前に、まず事業区分についてご説明をさせていただきます。衛星系放送事業者でございますけれども、衛星基幹放送、それから衛星一般放送、大きく区分として2つに分かれてございます。衛星基幹放送につきましてはBS放送、それから東経110度のCS放送、この2つがございます。衛星一般放送につきましては、東経124/128度、それから東経144度、東経154度に衛星を置いてサービスを提供している事業でございます。

数字でございますけれども、まず全体ですけれども、この表の一番下の部分でございます。衛星放送事業につきまして3,463億円、前年度と比べますと9.1%のマイナス、これが売り上げでございます。費用につきましては3,122億円、こちらにつきましても10.5%のマイナスということでございます。損益、右のところでございますけれども、341億円ということで、7%の増加ということになっております。

それぞれの区分ごとに見てまいりますと、まず衛星基幹放送のBS放送でご

ございます。19社、この中にはNHK、放送大学は含まれておりません。売上げのところで申し上げますと、2,185億円ということで、前年度と比べますと3.2%の増加となっております。この中でキー局系BS放送、クリーム色の部分でございますけれども、759億円ということで、全体の3分の1以上を占めているという状況でございます。このキー局系BS放送につきましても、営業収入、売上げについては前年度比2.5%の増加となっております。

それから、同じく衛星基幹放送の中のもう1つの区分、東経110度のCS放送でございますけれども、こちらにつきましては売上げ868億円ということで、前年度比5.7%の増加となっております。ご案内のとおり、この東経110度CS放送につきましては、平成29年からJリーグの放映権を失ったということで、契約数ベースで申し上げますと4.6%の減となっておりますが、一方で放送料収入、CMでございますけれども、こちらが9%の増。それから放送番組売上げ料、これは番組販売でございますけれども、こちらにつきましても11.8%の増ということで、全体で見ると前年度比売上げ5.7%の増加となったところでございます。

次に、衛星一般放送でございますが、衛星放送事業全体で410億円ということで、前年度と比べまして52.8%のマイナスになっております。これは昨年度につきまして特殊事情がございまして、年度中にこの中の大層を占めますスカパーにつきまして、スカパー・ブロードキャスティングからスカパー・エンターテインメントに事業承継がなされたところでございます。こちらの統計におきましては、年度末時点で事業を行っている事業者の売上げを計上することでございますので、昨年度につきましては、このスカパー関係につきましては4カ月分の計上となっております。その結果といたしまして、数字といたしましては前年度比売上げに関して52.8%の減となっているところでございます。

次に、8ページでございます。全体の事業者の中での黒字社、赤字社の数値でございます。昨年度につきましてはBS、CS全て合わせまして赤字社は6社となっております。これは前年度10社でございますので、4社減ったということになっております。ピーク時、平成24年度におきましては40社ございましたので、順調に黒字化が進んでいるということがいえようかと思えます。

衛星関係につきましては以上でございます。

○吉田地域放送推進室長 最後に、有線テレビジョン放送事業者関係の収支状況についてご説明申し上げます。地域放送推進室の吉田でございます。

9ページをごらんください。一番上に表がございます、その下の注1からでございます。まず対象事業者でございます。有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者で、営利法人に限るということですので、自治体を除いた、三セクの事業者、それから純粋民間事業者に限った調査ということで、かつKDDIなどのIPマルチキャスト方式による事業者等を除いた291社、この集計自体は前年度同様でございます。

数字に戻りますけれども、全事業の総額ということで、これはケーブルテレビ事業以外の全事業、つまり通信事業が太宗を占めますけれども、これを含めた全事業の総額として営業収益に関しましては1兆3,537億円ということで、5.3%の増。営業費用に関しても、これも1兆1,982億円ということで、収益をしのぐ6.1%の増ということですので、営業損益に関しては前年度比0.5%の減ということで1,555億円となっております。

ケーブルテレビ事業に関しましては、収益、費用ともに0.6%、0.5%の伸びということで、全体で539億円、0.8%の伸びということで、こちらは安定した収支状況だと考えてございます。

中段が単年度黒字の事業者数で、これも24年度から記載してございますけれども、ほぼ横ばい。前年度と比べますと8事業者増えまして、255事業者

ということで、全体87.6%が単年度黒字業者だということでございます。

一番下がケーブルテレビ事業の収支状況の推移ということで、先ほど申し上げましたとおり、ケーブルテレビ事業単体に関しましては、営業収益、営業費用ともほぼ安定してございまして、今年は539億円ということで安定した収支構造ということでございます。残りの通信事業に関してですけれども、通信事業は数字上は出てございませぬけれども、毎年安定して伸びているという状況で、ただ今年は営業費用が多くかかったということなので、全体としてマイナス0.5%という形になってございます。

以上でございます。

○吉田会長 以上ですか。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○林委員 1つお伺いしたいのですけれども、2ページの収支状況のところ、いわゆるコミュニティ放送は、非常に数が多いわりには規模が小さいところがほとんどだと思うのですけれども、会社によっては経営状況が依然として厳しい状況が続いていると拝見したのですけれども、営業面から見た現状であるとか、あるいは今後の経営の見通しについて、どのように見ておられるのですか。

○吉田地域放送推進室長 ありがとうございます。コミュニティ放送に関しましては、今報告を割愛させていただきましたけれども、単年度黒字事業者数に関しまして、全体275事業者中173事業者、63%が単年度黒字社数でございます。累積の黒字に関しては28%ということで、ご指摘のとおり全体としてなかなか厳しい経営環境にあるのかと思っています。

1社平均の営業収入に関しましても4,900万円程度ということで、昨年度4,600万円でございますので、これもそれほど伸びているわけではないということで、事業環境自体、決して伸びているというわけではございませんけれ

ども、それでも額が少ない中で、こういった安定した収支状況になっているということでございます。

○林委員 どうもありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがですか。

○松崎委員 有線が比較的堅調というのは、どのような原因があるのですか。逆にどんどん縮小するようなイメージがあるのですけれども。

○吉田地域放送推進室長 そもそも事業自体が非常に歴史のある事業で、有線放送事業自体がある程度顧客も安定しており、営業基盤としても安定しているということだと考えています。

○松崎委員 これだけいろいろなメディアがあふれている中で、一番古いというか、アナログ的な感じがしますが。

○吉田地域放送推進室長 地元密着ということが一番の強みだとは思っておりますけれども、その中で、4K・8Kに向けた対応ですとか、いろいろなサービスの多角化、それこそ通信でインターネットだけではなくてMVNOですとか、あるいは地域のBWAですとか、いろいろなところで顧客メリットを出そうということで各事業者さんが努力されている、その結果なのかなと思っております。

○松崎委員 ラジオ局のAM局などが参考にできそうな営業努力をしているのでしょうか。

○井幡衛星・地域放送課長 有線放送の場合、ケーブルでインフラを持っていますので、その同じインフラを活用してインターネットのブロードバンドアクセスサービスなどができるといった強みがあるかと思えます。そこはラジオのAMとは少し違うところかと。

○松崎委員 なるほど。ケーブルテレビも土地を持っているから強いと聞いたことがありますけれども、そのような感じですか。

○吉田地域放送推進室長 都市部ですと、東急イツコムもそうなのですけれども、特にJ:COMが非常に事業規模を拡大している状況で、それによって、ある程度規模の経済が働いているという状況にはあるとは思っています。

ただ、地方部においては昔ながらの中小の事業者が事業展開されているという状況です。

○松崎委員 ありがとうございます。

○吉田会長 資料の6ページの媒体別広告費の推移というのを非常に興味深く拝見しました。この中でインターネットが右肩上がりに非常に伸びていて、テレビとラジオはほぼ横ばいかなと拝見したのですが、その一方、減っているのが新聞と雑誌ですね。新聞と雑誌がだんだん減って行って、インターネットが増えている。新聞自身も今はインターネットで見られるようになってきていますので、どこまではっきり区別できるかわからないのですけれど、テレビとかラジオにはあまり影響がなくて、新聞、雑誌が一番影響を受けている、この絵はそのように理解してよろしいですか。

○三田地上放送課長 このグラフを見ると、そのようには見えるのですけれど、もちろんテレビやラジオもインターネットには相当影響は受けていると思うのですが、そこを何とか頑張って横ばい、あるいは若干の増で頑張っているという状況ではないかと思っております。

○林委員 会長のご質問に関連してなのですが、インターネット動画配信や事業等放送外収入などの事業についての取り組みについて、各社いろいろ努力してやっておられると思うのですが、総務省として、インターネットやSNSとの連動・連携サービス、動画コンテンツ配信の実施状況や今後の取り組み方針について、どのように見ておられるのでしょうか。と申しますのも、今後の放送にかかる収支状況は、こういったサービスによって非常に影響を受けると思いますので、その点はいかがでしょうか。

○三田地上放送課長 このあたりは放送ではない部分ですが、事業者の収支状況には影響してくるものだと思っておりますので、その辺の数字も含めて把握するようにしております。

○林委員 よろしくお願ひ致します。

○松崎委員 それに関連して、新聞と雑誌が落ちていますが、これらの実売部数の変化についてはどうなのでしょう。前年対比で雑誌とか新聞の実売部数の減少は、どの程度なのかわかりますか。

○三田地上放送課長 今、手元に数字がないのですが、おそらく部数は相当落ちていると思います。

○松崎委員 そうですね。どのくらい実売部数が減っているのか興味を持ちました。

○三田地上放送課長 後ほど調べられる範囲で調べて、個別にご説明させていただきます。

○松崎委員 お願いします。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、ほかにご質問等ないようですので、本報告事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(2) 東経110度CS放送の高画質化に係る認定申請受付の開始について

○吉田会長 それでは、最後になるかと思いますが、報告事項「東経110度CS放送の高画質化に係る認定申請受付の開始」につきまして、井幡衛星・地域放送課長からご説明をお願いいたします。

○井幡衛星・地域放送課長 ご説明させていただきます。まず、1ページでございますけれども、現在の衛星放送、先ほども事業区分についてお話をさせて

いただきましたが、現状、衛星放送といたしましてはBS放送、それから東経110度のCS放送、東経124/128度のCS放送、大きく3つの区分がございます。いずれも高画質化は順次行ってきたところでございます。現状でございますと、BSにつきましては全体の中で標準画質にとどまっているのは1番組でございます。また、東経124/128度につきましても、全てハイビジョン化が完了しておりまして、さらには4Kでも3番組が放送されているところでございます。

他方、東経110度のCS放送につきましては、ハイビジョン21番組に対して、SD標準画質でございますけれども、これがまだ33番組残っているという現状でございます。

次に、2ページをごらんいただけますか。こういった状況を受けまして、来年の12月にはBSそれからCSにおきましても4K・8Kの実用放送が開始されます。そうした中で、東経110度CS放送につきまして引き続き半分以上が標準画質ということになりますと、サービスとしての競争力、こういった意味でもいろいろ問題が出てくるであろうということでございます。

このような状況を踏まえた上で、衛星放送業界自身からも東経110度のCS放送について高画質化を要望するという声が出てきたところでございます。

これを受けて、私ども総務省といたしましても、今般東経110度CS放送につきまして、できる限りの高画質化を進めたいということで、この後スケジュールをご説明させていただきますけれども、来週22日の金曜日よりSD番組のHD化について公募の申請を受けつけるということで考えております。

この下のところがございますけれども、認定により見込まれる効果といたしましては、現在33番組の標準画質の番組がございますけれども、こちらが2分の1以下に縮減がされるのではないかと予測をしているところでございます。

3ページ、スケジュールでございます。審査基準につきましては、去る6月

から7月にかけて放送法関係審査基準の改正につきましてパブコメを行いました。このパブコメ結果を踏まえまして、8月の中旬に審査基準の確定を行っております。

先ほど申し上げましたように、来週の22日金曜日から1カ月間、高画質化の事業者公募を行うところでございます。こちらの締め切りを踏まえた上で審査を行い、来年の春、電波監理審議会に諮問・答申をさせていただいて、業務の認定を行いたいと考えているところでございます。

実際の新しいハイビジョンの放送は来年の秋ごろということで、4K・8Kの実用放送開始に先立って、こちらの開始をしたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○吉田会長 どうも、ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご意見とか、ご質問等ございましたらお願いいたします。

東経110度CS放送ではまだ半数以上がSDというか、標準画質で放送されていたのですね。存じ上げませんでした。

特にご意見等ございませんか。

それでは、特にご意見等ないようですので、本報告事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書は、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回開催ですが、平成29年10月25日水曜日の15時00分からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会を終了します。どうもありがとうございました。